

14日以内に国保の手続きを！

# 健康保険が変更になる方は 国民健康保険への「加入」「やめる」手続きが必要です

会社に就職、退職、などにより、「健康保険」が変更になる方は、国民健康保険の「加入」や「やめる」手続きが必要となります。

自動的には切り替わりませんので、忘れずに手続きをお願いいたします。

## 国保をやめる手続き

会社の健康保険に入ったときまたは健康保険加入者の扶養に入ったときは、国民健康保険を「やめる」手続きが必要です。

### ◆必要な書類◆

- ・会社から発行された健康保険証  
(やめる方全員分)
- ・国民健康保険の保険証  
(やめる方全員分)



やめる届出が遅れると・・・

うっかり国保の保険証を使うと、あとで国保に医療費を返さなければならないことがあります。新しく入れた健康保険と国保の両方の保険料を2重に納めてしまうことがあります。

## 国民健康保険に加入しましょう

会社の健康保険をやめたときまたは健康保険加入者の扶養から外れたときは、国民健康保険に加入の手続きが必要です。

### ◆必要な書類◆

- ・健康保険の資格喪失証明書
  - ・雇用保険離職票、受給資格者証など
- ～証明書の発行は、会社などにお問い合わせください。

加入の届出が遅れると・・・

国保税をさかのぼって納めることになり、一回あたりの納付額が高額となる場合があります。医療費が全額負担となることがあります。

**国保手続きは、役場 1階 税務住民課「戸籍住民年金窓口」で受付しています。**